

令 和 4 年 度

復旧治山事業（小谷地内）

南九州市 川辺町清水 小谷 地内

## 森林土木工事（治山）特記仕様書

(1) 工事の仕様は、森林土木共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

鹿児島県南薩地域振興局

## 第1章 総則

### 第1条 (適用工事)

この特記仕様書は、上記工事において適用する。但し、別添閲覧設計書該当工種外の条項等関連外の条項については抹消されるものである。

### 第2条 (合併積算)

[削除]

### 第3条 (契約の履行に適用する設計図書)

工事は、契約書及び設計図書によるほか、鹿児島県環境林務部制定「森林土木工事共通仕様書」、「森林土木工事施工管理基準」、及び土木学会制定「コンクリート標準示方書」によって施工するものとし、上記基準によりがたい場合は、監督職員に協議するものとする。

なお、共通仕様書、施工管理基準等は、最新版を使用するものとする。

### 第4条 (工事代金の支払特約)

工事請負代金の支払い方法については、工事請負契約時に選択するものとするが、中間前金払と部分払を併せて選択することはできない。

前 金 払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の40%の範囲内ができる。

中間前金払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の20%の範囲内とする。

(ただし、工期の2分の1を経過し、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされる当該工事にかかる作業が行われており、経費が請負金額の2分の1以上の額に相当する場合とする。

なお、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の額の10分の6をこえではならないものとする。)

部 分 払 契約金額が100万円以上のものについては、することができる。  
(3回以内、ただし前金払がある場合は2回)

### 第5条 (建設工事の適正な施工の確保)

建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。

3 請負者が工事現場ごとに、配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事にかかる建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があった場合は、資格者証を提示すること。

なお、本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。なお平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は対象外とする。

4 1から3のほか建設業法に抵触する行為は行わないこと。

(参考)

元請負人（県から直接請け負った者）						下請負人
請負金額	下請代金額	主任技術者	監理技術者	監理技術者補佐	現場代理人	主任技術者
4,000万円以上	4,500万円以上	—	専任（※兼任可）	専任（※）	現場常駐（*兼任可）	専任
	4,000万円以上	専任	—	—	現場常駐（*兼任可）	専任
	4,000万円未満	専任	—	—	現場常駐（*兼任可）	兼任可
4,000万円未満	4,000万円未満	兼任可	—	—	現場常駐（*兼任可）	兼任可

- (注) 1 主任（監理）技術者と現場代理人は兼任できる。また、監理技術者が兼務できる現場は、兼務するどちらか1現場とする。また、監理技術者補佐は、担当する現場代理人を兼任できる。
- 2 4,000万円以上の工事でも、主任技術者は兼任できる場合もある。（建設業法施行令第27条第2項）
- 3 監理技術者は、監理技術者証の携帯が必要である。
- 4 建設業の許可がない者には、500万円以上の下請工事は発注できない。
- 5 営業所の専任技術者は、専任を要する主任技術者又は監理技術者（補佐）との兼任はできない。
- ※ 監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合、当該工事の監理技術者は2つの工事現場を兼任することができる。（建設業法第26条第3項ただし書き）
- 対象工事は、第37条の条件に合致する公共4部の県工事とする。
- \* 兼任可とする現場代理人は、第6条の条件を満たす場合のみとする。

## 第6条（現場代理人の兼任）

### 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- ※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）
- その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- （3）兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- （4）発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- （5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- （6）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

### 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

### 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

## 第7条（配置技術者等の途中交代）

配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
  - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
  - (3) ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- 2 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

## 第8条（監理技術者等の専任を要しない期間）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）

## 第9条（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

### 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間  
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
  - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告  
上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

## 第10条（下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用）

- 1 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、南薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

[https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/  
koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html)

なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

## 第11条（下請関係の適正化）

建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態での下請契約を締結しないこと。

2 下請契約の締結に際しては、建設業法における建設工事の請負契約に関する規定（第18条～第24条の7）を遵守すること。

なお、次に掲げる事項については特に留意すること。

(1) 契約は、対等な立場で双方の合意に基づいて締結すること。

(2) 工事内容・工期・請負代金等の具体的な契約内容について、書面により契約を締結すること。

なお、追加工事等の発生により契約の内容を変更する場合も、当初契約を締結した際と同様に書面により変更に係る契約を締結すること。

(3) 標準下請契約約款（昭和52年4月中央建設業審議会勧告）に準拠した契約書を交わすこと。

(4) 下請代金は、工事内容及び工期等から勘案して適正なものであること。

(5) 前払金を受領した場合は、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう十分配慮すること。

(6) ア 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。  
イ 元請業者が発注者から支払を受けた時は、その日から一月以内で、できる限り短い期間内に相応する下請代金を支払うこと。特に、特定建設業者においては、建設工事の完成を確認した後、下請業者が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に支払を行うこと。

(7) 支払はできる限り現金払で行い、少なくとも労務費相当分は現金払とし、手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。

## 第12条（施工体制台帳の作成等）

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

### 【参考】

1 施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおりである。

ア 建設工事の契約書等の写し

① 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し（契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款）

② 見積時に合意された工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書（建設工事標準下請契約約款第2条参照）

イ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の雇用を証する書面

健康保険等の写し

- エ 元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用を証する書面
- 2 元請業者及び下請業者の作業員名簿を作成すること。
  - ア 作業員名簿様式の注釈に基づいて作成すること。
  - イ 資格、免許証等の写しを添付すること。
- 3 施工体制台帳及び作業員名簿等の様式については、鹿児島県ホームページ等を参考に最新の様式で作成すること。

### 第13条 （施工体系図の作成等）

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

- 2 前項ア～エの業務の施工体系図に添付する書類（契約書の写し等）については、監督員と調整すること。

### 第14条 （再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画）

- 1 請負者は、すべての工事において数量の大小にかかわらず、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、現場に掲示する必要のある工事は、以下のとおりとする。

なお、工事完成時には、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

#### （1）再生資源利用（促進）計画を現場に掲示する工事

- ① 再生資源利用計画書  
土砂500m<sup>3</sup>以上、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、採石を利用する工事
- ② 再生資源利用促進計画書  
コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などが搬出される工事

- 2 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）の作成について、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の「建設副産物情報交換システム」（通称 COBRIS<sup>コブリス</sup>）又は国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式※を利用し調査表を作成しなければならない。

#### ※様式記載箇所

国土交通省>政策情報・分野別一覧>総合政策>建設リサイクル>情報交換システム>情報交換システム等>建設リサイクル報告様式

- 3 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）について、完成後1年間保存すること。
- 4 産業廃棄物の運搬・処理を請負業者が自ら行わない場合は、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と委託契約を結び処理すること。また、処理の過程についてはマニフェスト制度を活用し、完成図書にマニフェストのコピーを添付すること。

### 第15条 （再生資材の利用等）

請負者は下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込碎石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	使用箇所
再生切込碎石	RC40	受口工

※使用に際し、プラント再生舗装技術指針等を遵守すること。

### 2 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用

[削除]

### 3 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

公共工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

### 4 上記再生資材の利用に際し、再生資源化施設の出荷能力の問題により再生資材の確保が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。また、協議の結果、変更を生じた場合は、設計変更の対象とする。

## 第16条の1 （建設発生土の処理：箇所指定）

本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

(1) 受け入れ場所：南九州市川辺町下山田字高山3325番地2外

（桑畠建設(株) 南九州エコセンター土砂処分場（日吉））

(2) 受け入れ時間帯：営業時間内

(3) 仮置き等：一

### 2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

### 3 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

### 4 工事発注後にやむを得ない事情により上記により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

## 第16条の2 （建設発生土の処理：距離指定）

[削除]

## 第17条 （建設副産物の搬出等）

### 1 指定副産物の搬出

(1) 森林土木工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間等	仮置き場所等	その他
伐採根	40.6km	下西園建設(有)	営業時間	—	

(2) 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

### 2 建設汚泥の再生利用

[削除]

### 3 建設汚泥の搬出

[削除]

## 第18条 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の場合であつた場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

### (1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

### (2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
—		

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

### (3) 受入時間

施設の名称	受入時間（何時何分～何時何分）
—	

### (4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

## 第19条 (建設業退職金共済制度)

- 契約書提出時に建退共の発注者用掛金納付書を提出すること。
- 2 共済証紙は、当該建設工事に従事する建退共制度の対象労働者及び就労日数を的確に把握し、それに応じた必要な枚数を購入すること。
  - 3 退職金共済手帳の交付や共済証紙の貼付を拒むことのないようにすること。
  - 4 下請に付する場合は、下請工事に必要な共済証紙を現物交付すること。また、下請業者が退職金制度に未加入の場合は、下請業者へ建退共制度の趣旨説明等を行うこと。
  - 5 工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。
  - 6 「経営事項審査用加入・履行証明書」の発行を受ける際に「共済手帳受払い簿」及び「共済証紙受払い簿」の添付が必要であるので、必ず受払い簿を備え付けること。
  - 7 ダンプ及びミキサー車運転手についても、建設業事業主との間に雇用関係がある者については、建退共制度適用の対象となるものであり、申請があった者については、共済手帳を交付すること。

## 第20条 (公共工事労務費調査に対する協力)

- 本工事が三省九州地方連絡協議会の実施する公共工事労務費調査の対象となった場合、請負者は調査票等必要事項を正確に記入し三省九州地方連絡協議会に提出するため、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- 2 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃から使用している現場労働者の賃金時間管理を行っておかなければならない。
  - 3 請負者が本工事の一部について下請契約を締結しようとする場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前2項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 第21条 (ダンプトラック等による過積載等の防止)

- 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
  - 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
  - 4 さし枠の装着又は、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りするがないようにすること。
  - 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
  - 6 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
  - 7 1から6のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

## 第22条 (測量標識等の保全)

- 請負者は、工事区域内にある測量法並びに国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。
- 2 請負者は、測量標識等の敷地またはその付近で、標識等の棄損その他その効用を害する恐れがある場合は、当該標識を設置した者に対し、移転を請求することが出来る。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。
  - 3 請負者は、工事の施工に当たっては共通仕様書第1編第1章1-1-34に定める諸法規に加え、国土調査法（昭和26年法律第180号）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令の運営・適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

## 第23条（電子納品）

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和4年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。  
電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 本工事の電子納品コード番号は、0009220701105である。

## 第24条（中間検査の実施）

本工事においては、進捗率が概ね50%に達し、かつ工事途中において特に施工の実態把握する必要があるとき、中間検査を実施する。

中間検査の時期については、監督職員と協議する。

## 第25条（交通誘導警備員の資格要件）

本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関する専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関する専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

## 第26条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

## 第27条（施工条件の明示）

工事の実施にあたっては、土工着手前に仮設沈砂地等を設けるなど、積極的な土砂流出防止及びコンクリート灰汁対策に努めること。なお、湧水その他の理由により別途濁水対策が必要と認める場合は、直ちに工事を中止し、監督職員と協議すること。

- 2 [削除]

## **第28条（産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出）**

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式））を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

## **第29条（工期等の取扱いについて）**

[削除]

## **第30条（余裕期間設定工事の取扱いについて）**

[削除]

## **第31条（「週休2日」試行工事の取扱いについて）**

- 1 本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。
- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

## **第32条（クレーン類の賃料について）**

ラフテレンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃借期間がラフテレンクレーン、トラッククレーンで24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

## **第33条（工事の準備として行う伐木作業について）**

本工事は、標準地による伐木調査を実施しているので、現地の伐木作業による樹種、胸高直径等の報告は不要である。

なお、標準地に疑義がある場合は伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。

## **第34条（熱中症対策について）**

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、森林土木事業における「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年5月24日付け環境林務課長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 森林土木事業における「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年5月24日付け環境林務課長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。

## **第35条（新型コロナウイルス感染予防対策について）**

本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する補正の試行対象工事である。

- 1 本工事を行うにあたっては、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液等の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努め、引き続き受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底する。
- 2 受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行う。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行う。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<共通仮設費>

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

<現場管理費>

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液等、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

### 第36条（CCUS活用工事）

1 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

2 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。

3 受注者(2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。)は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

・技能者

元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

・CCUS登録事業者

元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・登録技能者率

CCUS登録技能者の数/技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%(営繕:50%)以上及び就業履歴蓄積率30%以上(以下「基準」と総称する。)を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「創意工夫」において評価する。

6 本条2項によりCCUS活用の意思表示をした受注者は、達成・未達成にかかわらず、実施状況を「森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書」により工事完成書類提出時に発注者に報告すること。

7 カードリーダーの設置費用や現場利用料(カードタッチ費用)等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

### 第37条（監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い）

- ア 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならぬ。
- ただし、低人札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。
- ① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部(以下「公共四部」という。)が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事みなす。)
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、南薩地域振興局管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- イ 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
- ウ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

### 第38条（「快適トイレ」設置の試行取扱い）

本工事は、森林土木工事現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

快適トイレを設置する場合は、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」に基づき行うものとする。

なお、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」は、鹿児島県ホームページから取得できる。

#### 【県ホームページ掲載箇所】

ホームページ⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行について

### 第39条（遠隔臨場の試行）

本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。

遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。

遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。

なお、遠隔臨場の取組を行った場合は、必要となる費用を以下の(1)から(4)により設計変更で計上できるものとする。

- (1) 遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。
- (2) 遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。
- (3) 遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上できる。

**※耐用年数例)**

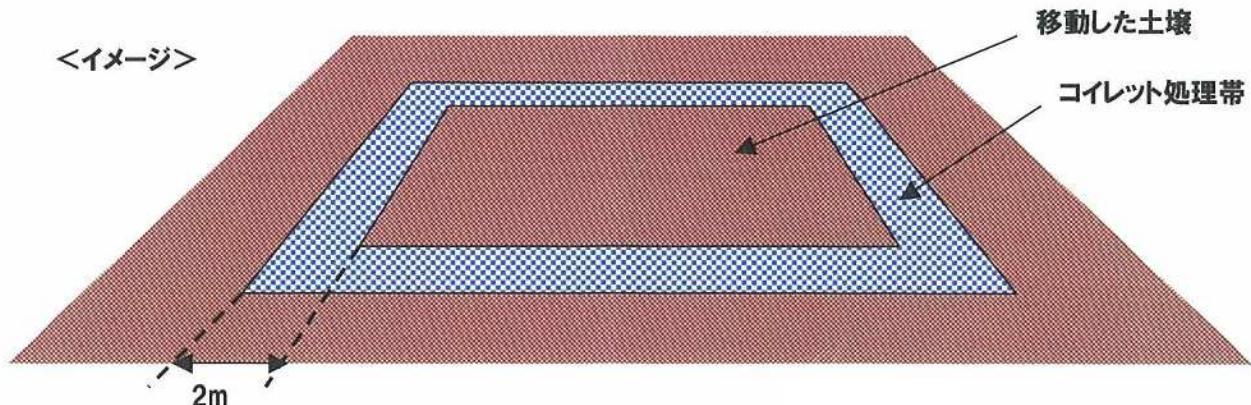
タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：5年  
Wi-Fi ルータ等通信機器類 : 10年

- (4) 情報共有システム（ASP 方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上できる。

**第40条（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策）**

- 1 当現場は、ヤンバルトサカヤスデの発生が確認されているため、建設副産物運搬については、不快害虫駆除剤（ミリペーダ）原液 1 L を500倍に希釀し、ダンプトラック 1 台毎に積込みが完了した時点で、噴霧器などで200mL/m<sup>2</sup>表面散布すること。  
ただし、残土については、1日の荷下ろし完了後、整地し表面にミリペーダを散布すること。
- 2 土砂を入れた場所の周りにヤンバルトサカヤスデが分散しないよう不快害虫駆除粒剤（コイレット等）を 2 m 幅で帯状に処理すること。（イメージ図参照）
- 3 資材については、工事前・後にミリペーダで消毒すること。
- 4 工事車両等については、薬液槽（ミリペーダ）を設置し、工事現場への出入りの際に消毒すること。  
現地に薬液槽設置が不可能な場合は、現場を出る際は、タイヤ等を噴霧器で消毒すること。

（イメージ図）



## 第2章 工事の施工

### 第1条 (準備工)

- 工事の着工に当たって施工地内の森林所有者及び隣接地主等と十分協議し、付近の住宅・道路・耕地・森林等に損害を及ぼさないようにすること。
- 2 作業の必要上生じる土地使用、伐採、測量標等の設置のための物件の補償は、特に指示しない限り請負者の責任において処理しなければならない。この場合、測量標等の設置等に係る伐採、物件の移転・除去等は必要最小限にとどめるとともに、必ず監督職員に協議するものとする。この規定を守らなかつたために生じた補償等は全て請負者の責任とする。
- 3 請負者が作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 4 工事着手前に、平面、縦断、横断の検測野帳及び図面を整備し、監督職員の指示を受けること。
- 5 工事の着工時には先ず区域内の伐採を先行すること。  
なお、伐採木の処理については、森林所有者と十分協議すること。
- 6 工事着手前に丁張りを確実に行い、監督職員の指示を受けること。
- 7 基準点は平面図に図示してあるが、仮水準点を 適宜設置すること。
- 8 工事着手前にガス管、電力管、N T T管（光ケーブル管を含む）、上下水道管等の埋設の有無を占有する各施設管理者に再確認し、各施設管理者と施工方法等を打ち合わせること。
- 9 重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占有物件がある場合は、各施設管理者と施工方法等を打ち合わせること。
- 10 上記1～9項を遵守せずに起こった損害及び変更、トラブル等については全て請負業者の負担、責任とする。

### 第2条 (残土)

- 残土位置は、設計図及び監督職員の明示した位置を原則とするが、その他の位置に捨土する場合は監督職員に協議すること。
- 2 捨土は良く整地し、未然に流失土砂等による災害防止対策を行うこと。

### 第3条 (実播工)

- 実播工の工種については、別冊閲覧設計図書を参考にして配合設計を行うこと。
- なお、設計変更時において、工種が変更になった場合も同様に別冊閲覧設計図書を参考に配合設計を行い、材料承認願いにより、監督員の承諾を受けること。
- 2 生育基盤材の材料の配合や計量方法は、事前に監督職員と協議するものとする。
- 3 生育基盤材は、有機物肥料や各種土壤改良資材を主体としたもので、品質管理の行き届いた工場で生産しパック化したものを使用すること。
- 4 用水は、油、酸、アルカリ、塩分など植物の生育に障害となる成分を有害量含まないものを使用すること。
- 5 施工面積の出来高管理については、別記1 材料使用数量対比表を作成し、100m<sup>2</sup>当たり設計数量、設計数量、出来高数量、現場搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量（持ち帰り数量）を把握すること。また、検収写真については、すべて数量が確認できるように写真管理することとし、残数量（持ち帰り数量）についても、写真管理すること。
- 6 種子等について使用数量が少量で1袋に満たない場合は、必ず計量した状態で写真管理すること。
- 7 基盤材等使用量が多量で、搬入日が異なるものについては、搬入の都度、写真管理することとし、必ず現場に荷下ろした状態で管理すること。ダンプトラックに積載したままの状態、ミルシートでは搬入したものと認めない。
- ただし、例外としてモルタル吹付工等の砂の搬入については、ダンプトラックの荷下ろしごとに現場で検収することとするが、荷下ろしスペース等の関係で、搬入数量の写真管理が困難な状況にある場合には、監督職員と協議すること。
- 8 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行うこととし、それぞれ毎の出来高面積に対する数量、搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量を整理して、最後に集計して整理すること。この場合、最後の集計数量とともに、それぞれの施工回数毎の数量も設計数量を満たしていかなければならない。

- 9 種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。  
なお、植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。

草 本 類	外来種	クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス、 バミューダグラス、ホワイトクローバー、ベントグラス
	在来種 (郷土種)	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
木 本 類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ

- 10 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に該当する植物は使用しないこととする。
- 11 生育判定は、森林土木工事共通仕様書第3編第2章2-10-6により行うこと。

#### 第4条 (植栽木等)

[削除]

#### 第5条 (伐根、末木枝条の取り扱い)

##### 自然還元利用

- (1) 請負者は根株等を当該現場内で工事資材として利用する場合は、あらかじめ利用地の選定等について監督員と協議する。
- (2) 請負者は、根株等を自然還元利用する場合には、根株等が下流へ流出しないように安定した状態となるよう処置（必要に応じて、柵工等を適宜設置）しなければならない。

##### 2 工事用資材利用

請負者は、根株等を当該現場内で工事用資材として利用する場合は、あらかじめ利用方法等について監督員と協議するものとする。

##### 3 現場内利用以外の根株等の取扱いについては、施工計画書の作成時に適切な処理先を確保しなければならない。

ただし、発注者が処理方法等を設計図書に明示（以下「明示条件」という。）した場合はこの限りではない。

##### 4 現場内利用及び明示条件等に変更が生じた場合は、設計図書等により対処する。

### 第3章 材料

#### 第1条（県産資材等の優先使用）

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクスコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。  
鹿児島県ホームページホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 仕様書等 > 工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutto/siyousyo/koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html>

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

#### 第2条（コンクリート等）

##### 1 コンクリート

- (1) 生コンクリートの使用については、コンクリート配合設計書により監督職員の承諾を受けなければならない。

コンクリート配合の諸元は次のとおり

セメント	呼び 強度 N/mm <sup>2</sup>	粗骨材の 最大寸法 mm	スランプ cm	空気量の 範囲 %	使 用 工 種
高炉セメントB	18	40	8	4.5±1.5	土留工、水路工など

- (2) 使用するレディミクスコンクリートは原則としてJIS工場製品を使用すること。
- (3) コンクリート構造物については、打設計画図を作成し、監督職員に提出するとともに、1回毎の打設計画管理を行うこと。
- (4) コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応暫定対策については、森林土木工事施工管理基準の別記「コンクリート耐久性向上対策」（土木部長通知 平成14年8月13日）に基づくものとする。
- (5) コンクリートの強度試験用供試体の養生は、標準養生とする。  
また、強度試験は、監督職員等の立ち会いにより行うものとするが、これにより難い場合は、公的機関で行うものとする。

## 2 モルタル

モルタル吹付に係る吹付材料配合比は、次表を標準とする。

(1m<sup>3</sup>当たり)

セメント	砂	水セメント比	摘要	使用工種
420kg	(1,680kg) 1.24m <sup>3</sup>	45～55%	C:S=1:4	—

なお、現場条件がこれにより難い場合は、別途協議すること。

## 第3条 (鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値)

場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

【参考図書】流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン「(平成29年3月) 流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用検討委員会」

## 第4条 (複合合板型枠の使用)

本工事において、一般型枠（型枠用合板）を使用する場合には、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用すること。

## 第5条 (県産材の使用証明)

請負者は、県産材の使用に当たっては、丸棒については、完成図書に各認定工場の発行する県産材証明書を添付するとともに、材料検査時に、下記に示す「かごしま材マーク（丸棒）」を確認のうえ、検査し、検査写真もマークがわかるように撮影すること。製材品については、完成図書に産地証明書を添付すること。

かごしま材マーク

(丸棒)



## 第6条 (林業機械用チェーンオイルの使用)

本工事において、林業機械用チェーンオイルを使用する場合は、エコマーク認定商品かつ植物油生分解性オイルを使用すること。

## 第7条 (諸資材)

材料の規格、形状は別冊閲覧設計図書「諸工種の材料・形状・寸法」のとおりとする。

2 ブロック、U字溝管等二次製品については、試験成績表により監督職員の承認を受けること。

## 第4章 安全管理

### 第1条 (安全管理)

- 森林土木共通仕様書第1編第1章1-1-26及び27のほか、下記によることとする。
- 2 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。
  - 3 切取・床掘等で湧水・砂層等がある場合は、監視人の配置を行うこと。
  - 4 工事現場内から、道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。
  - 5 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置して、安全教育に努めること。
  - 6 盆、正月休暇等の休業期間中については、監督職員に現場休業届を提出し、現場入口には保安柵等を設置し、一般者の進入を防止し現場内で事故のないように措置を講ずること。
  - 7 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合には、速やかにその指示に従わなければならない。

(参考) 現場標識等

工事名	○○○○○○事業	主任技術者	○○○○
工事場所	○○市○○町○○地内		
工 期	令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで○○日間	現場代理人	○○○○
請負者	○○○○○○○○	労働安全衛	
住 所	○○○○○○○○○○○○○○	生上の資格	○○○○
TEL	○○○○○○○○○○	選任者	
発注者	鹿児島県○○○地域振興局（支庁）林務水産課		

### 第2条 (土石流危険河川における安全対策)

[削除]

### 第3条 (法定外の労災保険の付保)

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理费率の中に計上されている。

## 第5章 現場環境改善費

### 第1条 (現場環境改善費)

工事現場周辺の環境整備や就労者の作業環境を改善するため、木材を利用した諸施設を実施することによって、森林土木工事の現場環境改善と併せて木材の利用促進を図り、もって公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、請負者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連帶を図り、適正に工事を実施するものとする。

2 現場環境改善費の内容については、[別表－1] の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することを基本とする。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。

3 この工事に伴い、設置する看板・標識類は木製を原則とし、その他の仮設等についても木材の利用に努め、工事現場の現場環境の改善を図るものとする。

4 現場環境改善の具体的な内容及び実施時期については、別表3の「現場環境改善計画書」により積算し、施工計画書に含めて提出するものとする。

5 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真及び別表3の「現場環境改善実績書」を完成書類に添付するものとする。

別表 1

計上費目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 7. 木製仮囲い等の木製化に要する差額費用
安全関係	1. 木製工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策 4. 工事標識・木製バリケード・木製転落防止柵等の木製化に要する差額費用
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス (交通誘導員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 6. 木製現場事務所・木製現場休憩所等の木製化に要する差額費用
地域連携	1. 木製完成予想図, 2. 木製工法説明図, 3. 木製工事行程表 4. デザイン工事看板 (各工事木製PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献

(注) 現場休憩所についても、可能なかぎり木製とする。

別表 2

現場環境改善施設に関する名称	損耗率
緑化・花壇 (木製フラワーポット, 観葉植物等), 木製完成予想図, 木製工法説明図, 木製工事工程表, パンフレット, 工法説明ビデオ	100% (箇所)
デザイン工事看板 (木製掲示板, 木製標識類, 木製バリケード, 木製仮囲いを含む)	10 (%/月)
ライトアップ施設	8 (%/月)
電光式標識	4 (%/月)
備品類 (木製現場事務所等を含む)	2 (%/月)

- (注) 1 上表は工事場所, 工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。  
 2 類似品は, 上表損耗率を準用できる。  
 3 一工事において, 損耗率が100%を超える場合は, 上限値は100%とする。  
 4 設置月数は, 工程から求めるものとし, 0.5ヶ月単位 (2捨3入) とする。ただし, 15日未満は0.5ヶ月とする。

別表3

## 〇〇〇事業 〇〇線 〇〇工区 現場環境改善計画書(実績書)

項目		現場環境改善を含んだ額 A	共通仮設費計上分 B	差額 C	損耗率 D	数量	月数	金額
仮設備関係	用水電力供給設備 木製フリーポット 木製仮囲い							
営繕関係	木製現場事務所 木製現場休憩所 ウォーターサーバー エアコン 観葉植物							
安全関係	木製工事標識 木製安全掲示板 簡易信号機 木製バリケード							
地域連携	木製完成予想図 木製工法説明図 木製工事工程表 デザイン工事看板							
合 計								

(注) 上記の計算例は、損耗率による場合であり、適宜リース金額で計算してよい。

リース金額あるいは損耗費により積算した金額が、購入金額を上回る場合は、購入金額で積算すること。

法面保護工材料使用数量対比表

(工種名)

材 料	单 位 当 り 数 量 ①	单 位 面 積 ②	設 計 面 積 ③	設 計 数 量 ④	出来高 面 積 ⑤	出来高 数 量 ⑥	材 料 搬 入 数 量 ⑦	材 料 使 用 数 量 ⑧	材 料 残 数 量 ⑨	材 料使 用数 量 と の 差 ⑩	摘要

- ① 単位面積あたりの設計数量
- ② 設計面積
- ③ 設計面積に対する必要数量 (①×②)
- ④ 出来高面積
- ⑤ 出来高面積に対する必要数量 (①×④)
- ⑥ 現場への材料搬入数量
- ⑦ 現場での材料使用数量
- ⑧ 現場での材料残数量 (⑦-⑥)
- ⑨ 材料使用数量と出来高必要数量との差 (⑦-⑤)

- ※ 1 搬入材料は、運搬車両から荷下しした状態で検収写真と一致すること。  
 2 使用数量及び残数量は、空袋等検収写真と一致すること。  
 3 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行い、最後に集計して整理すること。

## 別紙1 第36条(CCUS工事)

## 森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
達成状況	達成（以下省略）・未達成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※ 目標基準達成・未達成を問わず記載し、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。

## 様式1・イ 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用—「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版

表面

## 様式2・口 再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用－

### 1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

### 2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等)*4 小数点第三位まで	現場内利用・減量化			現場外搬出について								再生資源利用率 ②+③+⑤ (%) ①		
		現場内利用		減量化	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたらる時は、用紙を換えて下さい。		区分 コード *12	施工条件の内容 コード *12	搬出先場所住所	住所コード コード *4	運搬距離 km	④現場外搬出量			
		用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分 小数点第三位まで	減量化 法 コード *11	③減量化量 小数点第三位まで	④現場外搬出量 うち現場内 改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源 利用促進量 小数点第三位まで								
資材特定廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	トントン	0.000	トン 0 %	
建設発生木材A (住、ボーナス木製資材 が付帯物のないもの)	建設発生木材B (住、ボーナス木製資材 が付帯物のあるもの)	0.000	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000 0 %	トン 0 %		
アスファルト・ コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	トントン	0.000	トン 0 %	
その他のがれき類	0.000	トン			トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
建設発生木材B (住、ボーナス木製資材 が付帯物のあるもの)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	トントン	0.000	トン 0 %	
建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km	トントン	トントン	0.000	トン 0 %	
金屬くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
廃石膏ボード	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
紙くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
アスベスト (無機性)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
その他の分別 された廃棄物	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
混合状態の廃棄物 (建設合産物)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km	トントン	0.000	トン 0 %		
建設発生土	第一種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
建設発生土	第二種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
建設発生土	第三種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
建設発生土	第四種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
泥炭土以外の泥土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
泥炭土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1 搬出先2				km	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	
	合計	0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>						0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	0 %	

コード\*10  
1.路盤材 2.裏込材  
3.埋戻し材  
4.その他

コード\*11  
1.砂却 2.脱水  
3.天日乾燥  
4.その他

施工条件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もししくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが、  
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

コード\*12  
搬出先について  
1.壳却  
2.他の工事現場  
3.広域認定制度による処理  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)  
7.中間処理施設(単純焼却)

コード\*13  
建設廃棄物の場合  
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)  
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

建設発生土の場合  
1.壳却  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
4.土質改良プラン  
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
10.土捨場・残土処分場  
(再利用の目的がある場合)

\*6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記)

- 一般廃棄物は記入しないで下さい。
- 土壤汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

# 表面

## 様式1 再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用--「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版

1.工事概要		(赤着色セルは必須入力箇所です。)		発注担当者チェック欄				
発注機関を選択	大分類	<input type="button" value="▼"/> <input type="button" value="▲"/>		発注機関コード		法人番号	0	← <a href="http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a>
	中分類	<input type="button" value="▼"/> <input type="button" value="▲"/>				請負会社名	0	
	小分類	<input type="button" value="▼"/> <input type="button" value="▲"/>				建設業許可の場合	0	請負会社コード*
		担当者	0				解体事業登録の場合	0
	TEL	0				会社所在地	0	工事責任者 0
						TEL	0	調査票記入者 0
						Email	0	

## 2.建設資材利用実施

建設資材(新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源利用率 B/A×100	
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*8	施工条件内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所	「性所当コード」 *4
特定建設資材	コンクリート			トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
	コンクリート 及び鉄から 成る建設資 材			トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
木 材				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
アスファルト ・コンクリート				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
土 砂				締めm <sup>3</sup>		締めm <sup>3</sup>					0
				締めm <sup>3</sup>		締めm <sup>3</sup>					0
			合計	0.000 締めm <sup>3</sup>		0.000 締めm <sup>3</sup>					0
鉢 石				m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>					0
				m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>					0
			合計	0.000 m <sup>3</sup>		0.000 m <sup>3</sup>					0
塗化ビニル管 ・継手				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
石膏ボード				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
その他の建設資材				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0
その他の建設資材				トン		トン					0
				トン		トン					0
			合計	0.000 トン		0.000 トン					0

コード*5	コンクリートについて			
1.生コン(バージン骨材)	2.再生生コン(Co再生骨材H)			
3.再生生コン(Co再生骨材M)	4.再生生コン(Co再生骨材L)			
5.再生生コン(その他再生材)	6.無筋コンクリート二次製品(バージン骨材)			
7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)	8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)			
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)	10.その他			
コンクリート及び鉄から成る建設資材について	2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)			
1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)	4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生			
3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)				
5.その他				
木材について	木材について			
1.木材(ボード類を除く)	2.木質ポーダー			
アスファルト・コンクリートについて	3.細粒度アスコン			
1.粗粒度アスコン	2.密粒度アスコン	3.細粒度アスコン		
4.開削式アスコン	5.改質アスコン	6.アスファルトルモール		
7.加熱式アスフルト安定處理路盤材		8.その他		
砂土について	8.その他			
1.第一種建設発生土	2.第二種建設発生土	3.第三種建設発生土	4.第四種建設發	
5.浚渫土以外の泥土	6.浚渫土	7.土質改良土	8.建設汚泥処理	
9.再生コンクリート砂	10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)			
碎石について	9.再生コンクリート砂			
1.ラップシーラン	2.粒度調整碎石	3.鉱さい	4.単粒度碎石	
5.リサイクル割り石、自然石	6.その他			
塩化ビニル管・継手について	5.石膏ボードについて			
1.硬質聚氯乙稀管	2.その他			
石膏ボードについて	6.化粧石膏ボード			
1.石膏ボード	2.シージング石膏ボード	3.強化石膏ボード		
4.化粧石膏ボード	5.石膏ラスボード	6.その他		
その他の建設資材について	(利用量の多い上位5品目を具体的に記入して下さい)			

## 様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

### 1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

### 2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等)*4 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について									再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%) ①			
		現場内利用		減量化	搬出先名称			区分 施工条件の内容 コード *12	搬出先場所住所		住所コード コード *4 *13	運搬距離 km	④現場外搬出量		うち現場内 改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源 利用促進量 小数点第三位まで	
		用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分 小数点第三位まで	減量化 コード *11	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたらる時は、用紙を換えて下さい。				搬出先1 搬出先2				トントン				
資材特定廃棄物建設	コンクリート塊	0.000	トン	トン			搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	建設発生木材A (生、ボーナス木製資材 が付帯物のないもの)	0.000	トン	トン			搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	アスファルト・ コンクリート塊	0.000	トン	トン			搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	その他のがれき類	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	建設発生木材B (生、ボーナス木製資材 が付帯物のないもの)	0.000	トン	トン			搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	建設汚泥	0.000	トン	トン		トン	搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
建設廃棄物	金属くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	廃石膏ボード	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	紙くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	アスベスト (禁歓性)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	その他の分別 された廃棄物	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2					km	トントン	0.000	トン	0 %	
建設発生土	第一種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	第二種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	第三種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	第四種 建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	淤泥土以外の泥土	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	淤泥土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		搬出先1 搬出先2					km	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %	
	合計	0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>								0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0 %

コード\*10  
1.路盤材 2.裏込材  
3.埋戻し材  
4.その他

コード\*11  
1.傾却 2.脱水  
3.天日乾燥  
4.その他

コード\*12  
施工条件について

1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが、  
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

【建設廃棄物の場合】  
1.壳却  
2.他の工事現場  
3.広域認定制度による処理  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)  
7.中間処理施設(単純焼却)

8.廃棄物最終処分場(海面処分場)  
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】  
1.壳却  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がない場合)  
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
10.土捨場・残土処分場  
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記)

- 一般廃棄物は記入しないで下さい。
- 土壤汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

## 建設リサイクル法について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）に規定する分別解体等実施義務のある対象建設工事に該当する場合には、落札者は、以下の事務手続きを実施すること。

1. 落札者は落札決定後、速やかに同法に基づく説明並びに分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用の契約書への記載に係る協議を発注者に対し説明書（別紙1，2）により実施すること。
2. 説明書による協議が完了した後、分別解体等の計画等（別紙3）を契約書とともに発注者へ提出すること。
3. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等が完了した場合には、再資源化等報告書（別紙4，5）により報告すること。

## 説明書

令和 年 月 日

---

様氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)(郵便番号 — ) 電話番号 — —住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工事の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当個所に「レ」を付すること。

別表 3

(別紙 2 : R3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( ) )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他( ) )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) ) 敷地境界との最短距離 約 m その他( ) )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( ) )
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( ) )
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) ) その他の場合の理由( ) )	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ) ※			
廃棄物発生見込量	トン		
	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

**建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）**

**1. 分別解体等の方法**

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

**2. 解体工事に要する費用（直接工事費）\_\_\_\_\_円（税抜き）**

(注) • 解体工事の場合のみ記載する。

- 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- 仮設費及び運搬費は含まない。

**3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地**

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

**4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）\_\_\_\_\_円（税抜き）**

(注) • 運搬費含む。

## 再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)(郵便番号 — ) 電話番号 — —住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 万円 (税抜き)  
(注) 運搬費含む

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)再生資源利用促進実績書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

令和 年 月 日

契約担当者 殿

請負者

商号又は名称

代表者の氏名

印

## 現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県環境林務部工事)	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏 名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
監督員氏名			
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
監督員氏名			
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の距離	①-②	k m	
	①-③	k m	
	②-③	k m	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）

※兼任する工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること

※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号  
令和 年 月 日

請負者

商号又は名称  
代表者の氏名

契約担当者 印

### 現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認めます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 その他

他の兼任する工事において発注者の承認を得た場合、兼任の承認について有効とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号  
令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者

印

## 現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった現場代理人を兼任については、下記理由により「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認められません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 不承認の理由

## 下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

工事名：

請負業者名：\_\_\_\_\_

#### 下請工事における管内建設業者等の不活用理由

# 下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

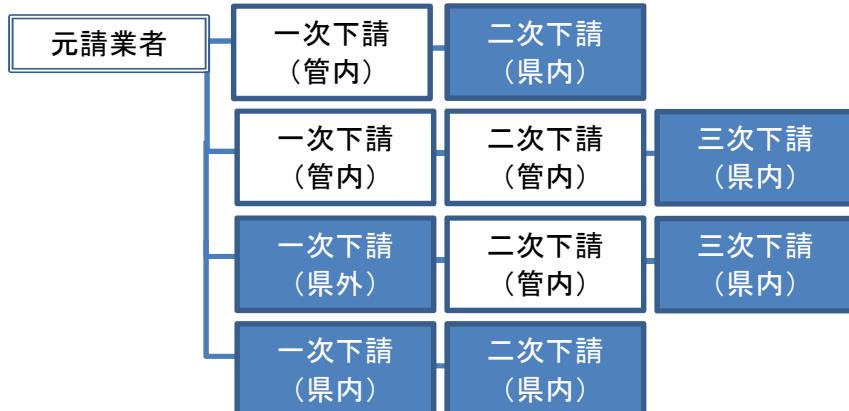
工事名：\_\_\_\_\_

請負業者名：\_\_\_\_\_

## 下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概要	不活用理由	
					番号	具体的理由
一次	(株) ○○建設	○○○市○○町	県内	コンクリート工 型枠工	②	鉄筋工
二次	△△建設 (株)	△△△県△△市	県外	照明設備	①	
三次	(有) □□建設	□□□市□□町	県内	鉄筋工	③	

### ※施工体系例(着色業者が記載該当業者)



### (記載要領)

- 1) 管外及び県外は、当該業者の主たる営業所の所在地で判断し、住所・区分を記載する。
- 2) 記載する建設業者は、H27.4.1施行の施工体制台帳作成範囲に該当する全ての管外業者とする。
- 3) 工事概要は、施工体系図中の「工事の具体的内容」を記載する。
- 4) 理由欄は、管内業者を活用できない理由を明確に記載する。

- ※理由番号：① 施工能力又は実績を有する業者が存在しない。  
 ② 施工時期が合致する業者が存在しない。  
 ③ 契約金額で合意できる業者が存在しない。  
 ④ その他

## 下請業者使用実績報告書

工事名:

請負業者名：

# 下請業者使用実績報告書

工事名 : \_\_\_\_\_

請負業者名 : \_\_\_\_\_

元請業者区分	最終請負金額(千円)	全下請業者使用状況				階層別下請使用状況														
		総数	下請業者内訳			下請階層	管内		管外(県内)		不活用理由				県外		不活用理由			
			管内	管外(県内)	県外		業者数	契約金額	業者数	契約金額	①	②	③	④	業者数	契約金額	①	②	③	④
1	100,000	10	4	5	1	一次	2	9,000	1	2,000		1			1	3,000				1
						二次	2	4,000	2	6,000			1		0	0	0	1		
						三次	0	0	2	4,000			1		0	0	0	1		
						小計	4	13,000	5	12,000	0	1	1	1	1	3,000	1	1	0	1

※施工体系例

一次下請

二次下請

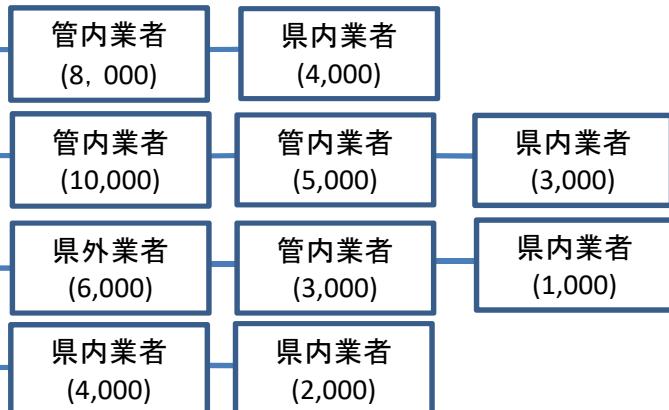
三次下請

(記載要領)

- 1) 元請業者の区分は、次のとおりとする。  
管内 : 1 管外(県内) : 2 県外 : 3
- 2) 契約金額の集計は次のとおりとする。  
  - ・一次下請業者の金額は、各下請系列において二次下請との契約金額を引いた額とする。
  - ・二次下請業者の金額は、各下請系列において三次下請との契約金額を引いた額とする。
  - ・以下同様とする。
  - ・上記により算出された金額を階層毎に集計する。
- 3) 不活用理由欄は、状況報告書で選択した番号に、該当する業者数を記載する。

※かっこ内数字:

下請契約金額



(計算例) 管内一次 : 9,000 = (8,000-4,000) + (10,000-5,000)

## 材料使用承認願

## 工事名

請 負 業 者 名

## 工 期

現 場 代 理 人 印

## 路線（河川）

總括監督員 印

## 工事箇所名

監督員印

材料使用承認願

記入例

「県産資材」欄を追加

路工 資材を「指定主要資材」と「その他資材」に分類

總括監督員

監督員

No.	材料名	規格	製造工場名 所在 地	県産 資材	備考
	指定主要資材				
1	U形側溝	300x300x200	(株)〇〇〇〇〇工場 〇〇〇市〇〇町〇〇	○	JIS A5371
2	L形側溝	250A	△△△(株)△△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・JIS A5323 ・GB5555555 ・L形側溝(1種)
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎◎◎(株)◎◎工場 ◎◎◎市◎◎町◎◎	○	県ブロック工業組合
4	落蓋側溝A型・C型	300x300x2000	□□□(株)□□工場 □□□市□□町□□	○	県コンクリート製品協会
5	蓋版	300用	(株)◇◇◇工場 ◇◇◇県◇◇◇市◇◇町◇◇	×	
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	〇〇〇(株)〇〇工場 〇〇〇市〇〇町〇〇	○	JIS A5308
7	碎石	40mm	(株)〇〇碎石 〇〇〇市〇〇町〇〇	×	

資材の分類	「指定主要資材」と「その他資材」に分類して作成する。
↓ 指定主要資材の定義	生コン（レジンミクストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
↓ 所在地の記載	製造工場の所在地を記載する。 県内：市名から大字まで 県外：県名から大字まで
↓ 県産資材欄の記載	県内産の場合「○」、県外産の場合「×」をリストから選択する。
↓ 指定主要資材で、県産資材欄に「×」を選択した場合	別途「不使用等状況報告書」に、該当する資材について必要事項を記載し、当該承認願の提出時に合わせて提出すること。
↓ その他資材の定義	「指定主要資材」以外の資材全て
↓ 所在地、県産資材欄の記載は、「指定主要資材」と同様	その他資材は、「不使用等状況報告書」提出の対象外

# 県産資材等不使用状況報告書

工事名 : \_\_\_\_\_

請負業者名 : \_\_\_\_\_

## 指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）	県内 本支店	不使用理由
				所在地	根拠資料	支店名		

# 県産資材等不使用状況報告書

記入例

工事名 : \_\_\_\_\_

請負業者名 : \_\_\_\_\_

## 指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名(本店名)	県内 本支店	不使用理由
				所在地	根拠資料	支店名		
L形側溝	250A	100	m	○○○(株) ○○工場	①	(株) ○○	○	—
				○○○県○○○市○○町○○	証明書			
蓋版	300用	200	枚	△△△(株) △△工場	④	△△△(株)	×	(理由を記載)
				△△△県△△△市△△町△△	見積書	鹿児島支店	○	
碎石	40mm	1,000	m <sup>3</sup>	◎◎◎(株) ◎◎工場	⑤	◎◎◎(株)	×	(理由を記載)
				◎◎◎県◎◎◎市◎◎町◎◎	理由書	◎◎◎営業所	×	

### (記載要領)

1 ; 県産資材を使用できない理由は、次の①～⑤のいずれかの区分とし、根拠資料を添付する。

- ① 県産資材として製造・流通していない。(証明書)
- ② 県産資材では品質が確保できない。(証明書)
- ③ 県産資材では必要数量を確保できず、工期・納期に支障がある。(証明書)
- ④ 県産資材の価格が高い。(見積書)
- ⑤ その他(使用できない具体的な理由を記載した理由書)

2 ; 根拠資料は、県内の製造又は資材業者2社以上、あるいは県内の組合(協会)からの証明書又は見積書を添付する。

3 ; 資材業者は、調達(契約)の相手方の本店を記載し、県外の場合は支店(営業所)まで記載する。

調達先が、県内本店以外の場合は不使用理由まで記載する。

# 建設資材使用実績報告書

工事名

請負業者名

工期

現場代理人 印

路線(河川名)

総括監督員 印

工事箇所名

監督員 印

最終請負金額

千円也

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者
指定主要資材							
県産（県内）使用率		品目	○ 0	金額	○ 0	○ 0	△ ×
			全 0		全 0	0 0 0 0	
その他資材							
県産（県内）使用率		品目	○ 0				
			全 0				

## 記入例

建設資材使用実績報告書							
工事名		請負業者名					
工期		現場代理人 印					
路線(河川名)		総括監督員 印					
工事箇所名		監督員 印					
最終請負金額 千円也							
No.	材料名	規格	県産資材	数量	単位	金額(千円)	調達業者
指定主要資材							
1	U形側溝	300x300x200	<input type="radio"/>	200	m	2,000	—
2	L形側溝	250A	<input checked="" type="checkbox"/>	100	m	1,000	<input type="radio"/>
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	<input type="radio"/>	200	m <sup>2</sup>	4,000	—
4	落蓋側溝A型・C型	300x300x2000	<input type="radio"/>	20	m	1,000	—
5	蓋版	300用	<input checked="" type="checkbox"/>	200	枚	1,000	<input checked="" type="checkbox"/>
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	<input type="radio"/>	2	t	2,000	—
7	碎石	40mm	<input checked="" type="checkbox"/>	1,000	m <sup>3</sup>	5,000	<input checked="" type="checkbox"/>
県産(県内)使用率		品目	<input type="radio"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 全 7	金額	<input type="radio"/> 9,000 <input checked="" type="checkbox"/> 全 16,000	<input type="radio"/> △ 1 <input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> × 1
その他資材							
1	鋼管杭	SKK400	<input checked="" type="checkbox"/>				
県産(県内)使用率		品目	<input type="radio"/> 0 <input checked="" type="checkbox"/> 全 1				

※黄色着色部分は編集不可。

材料名・規格欄	材料使用承認願の記載と同様
---------	---------------

県産資材欄	材料使用承認願の記載と同様の記号をリストから選択
-------	--------------------------

数量・金額欄	設計数量(金額)を原則とするが、使用数量(支払金額)でも可
--------	-------------------------------

調達業者欄	・県産資材欄が「×」の場合 不使用報告書の県内本支店欄が 「○」の場合は→「○」 「×」の場合は→「—」 「×」「○」の場合は→「△」 「×」「×」の場合は→「×」
-------	---

※数量・金額・業者欄は「その他資材」は対象外

樣式

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

令和 年 月 日

工 事 名 :

## 工事場所：

**請 負 者 名 :**

現場代理人氏名：

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

### 【記入例】

樣式

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

令和2年3月18日

工事名：道路改築工事(〇〇道路〇〇-〇〇工区)

工事場所：国道000号〇〇郡〇〇町〇〇地内

請負者名：(株)鹿児島組

現場代理人氏名：土木一郎 印

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

## ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

### 1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。

### 2 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・燻蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

### 3 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

### 4 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

(参考)

#### ※ これまでに発生が確認されたことのある市町村

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市、霧島市  
南さつま市、奄美市、南九州市、姶良市、屋久島町、大和村、宇椙村、  
瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、  
与論町

(注) 詳細は、各市町村に御確認ください。

## 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 1 確認事項

特例監理技術者の配置を予定している場合、次の表の□にレ又は■を記入の上、一般競争入札においては入札参加申込時に、指名競争入札においては落札決定後に、本様式を提出すること。なお、工事途中に特例監理技術者を配置する場合においても、本様式を提出するものとする。

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 低入札価格調査の対象工事でない。(明らかな場合にのみチェック)
<input type="checkbox"/>	(2) 建設工事共同企業体により入札に参加又は工事を施工している者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(主任技術者の有資格者に限る。)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(5) 監理技術者補佐は入札参加者(受注者)と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(6) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	(7) 特例監理技術者が兼務しようとする工事が、公共四部が発注する工事であること。
<input type="checkbox"/>	(8) 特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
<input type="checkbox"/>	(9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
<input type="checkbox"/>	(10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(11) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

## 【特例監理技術者が兼務できる地域】

上表について、該当する□にレ又は■を記入し、必要事項を記載すること。

<input type="checkbox"/>	同一の地域振興局又は支庁管内の工事である。
<input type="checkbox"/>	鹿児島地域 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
<input type="checkbox"/>	南薩地域 枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
<input type="checkbox"/>	北薩地域 阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
<input type="checkbox"/>	姶良・伊佐地域 霧島市、伊佐市、姶良市、湧水町
<input type="checkbox"/>	大隅地域 鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
<input type="checkbox"/>	熊毛地域 西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
<input type="checkbox"/>	大島地域 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

<input type="checkbox"/>	工事現場の相互間隔が概ね10km以内である。		
<input checked="" type="checkbox"/>	工事現場の相互間隔	約	( ) km

(様式-1) 2/2

## 2 提出書類

本様式を提出する際は、1の確認事項を証する書類を提出しなければならない。各確認項目に対応する提出書類の例を次のとおり示す。

(1)	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
	(提出書類例) 監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(提出書類例) 監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書など）
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
	(提出書類例) 健康保険証等の写しなど、監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類
(4)	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までである。
	(提出書類例) ・【様式-2】特例監理技術者の配置申請書（必須） ・特例監理技術者が兼務する工事のCOTTONSの写し等
(5)	特例監理技術者が兼務しようとする工事が、公共四部が発注する工事であること。
	(提出書類例) ・【様式-2】特例監理技術者の配置申請書（必須） ・特例監理技術者が兼務する工事のCOTTONSの写し等
(6)	特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
	(提出書類例) ・【様式-2】特例監理技術者の配置申請書（必須） ・同一発注機関管内に工事現場がない場合は、工事相互間隔を示す位置図（必須） ・特例監理技術者が兼務する工事のCOTTONSの写し等
(7)	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立て会等の職務を適正に遂行すること。
	(提出書類例) 現場巡回計画、工程立て会計画など
(8)	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(提出書類例) 連絡体制図など、特例監理技術者と監理技術者補佐との連絡体制が明らかになる書類（参考様式参照）
(9)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
	(提出書類例) 監理技術者補佐が担う業務を記載した書類（参考様式参照）

住所
商号又は名称
代表者氏名

(様式-2)

年 月 日

特例監理技術者の配置申請書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

特記仕様書に示された条件に従い、特例監理技術者を配置させたいので申請します。

1 申請する工事

工事名称	
工事箇所	鹿児島県 市 町 村
請負額	
特例監理技術者候補者氏名	
監理技術者補佐氏名	
現場代理人氏名	
統括安全衛生責任者	

※ 「統括安全衛生責任者」は選任している場合に記載

2 兼務しようとする工事

発注者	
工事名称	
工事箇所	鹿児島県 市 町 村
工期	
請負額	
特例監理技術者候補者氏名	
監理技術者補佐氏名	
現場代理人氏名	
統括安全衛生責任者	

※ 「監理技術者補佐氏名」は兼務が認められた場合に配置する者を記載

※ 「統括安全衛生責任者」は選任している場合に記載

※申請者は、申請する工事の落札候補者となった時点で、当該工事の発注機関の契約担当者に、兼務しようとする工事の兼任可否の結果について直ちに報告すること。

(参考様式)

連絡体制及び業務分担

連絡体制

特例監理技術者	
氏名	
連絡先	
兼務する工事名称	
兼務する工事の所在地	

監理技術者補佐	
氏名	
連絡先	

業務分担表

	業務 (※)	特例監理技術者	監理技術者補佐
【参考】 施工計画	□□□□□ (具体的な業務名称)		
	工事全体の施工計画書作成		
	下請の作成した施工要領書の確認		
	設計変更等に応じた施工計画書の修正		
工程管理	工事全体の進捗確認		
	下請間の工程調整		
	朝礼		
	工程会議		
	巡回		
品質管理	下請からの施工報告の確認		
	立合		
	検査		
技術的指導	技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認		
	現場作業に係る実地の総括的技術的指導		
その他	発注者等との協議・調整		
	下請からの協議事項に関する判断		
	受注した工事のコスト管理		
	周辺との調整		

※「業務」欄は、通常監理技術者が行う業務について、実態に合わせて加除修正等の必要な変更をしたもの記載し、当該業務に関して特例監理技術者が担うもの、監理技術者補佐が担うもの、双方が担うものを明確にしてください。

(受注者⇒発注者)  
様式 1

快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）

工事名			
受注者名			
工事期間	自： 至：	年   月   日 年   月   日	
快適トイレ 設置予定期間	自： 至：	年   月   日 年   月   日	
	期間(A)	月	
レンタル会社名			
メークー名			
製品名（型式）			
快適トイレ設置費用 (予定・見積)	設置基数(B) 設置予定費用計(C)	基 円	
	1基当たり 月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月	

	快適トイレの仕様確認	受注者確認	発注者確認	
必ず実施するもの	【快適トイレに求める標準仕様】 ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの） ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）			
	【快適トイレに備える付属品】 ⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合 ⑧ 入口の自隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ※可能な限り、木材を利用したもの ⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る ⑩ 鏡付き洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品			
	【推奨する仕様、付属品】 ⑫ 室内寸法 900×900mm（半畳程度以上） ⑬ 擾音装置 ⑭ 着替え台（フィッティングボード） ⑮ 臭気対策機能の多重化 (フラッパー機能の多重化、必要に応じて消臭剤等の活用)			
	より快適実施する任も意の	⑯ 室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置場等（トイレットペーパー予備置き場） ⑱ 付属品等の木質化		

注) 設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料（カタログ、見積書等）を添付すること。

(受注者⇒発注者)  
様式1-2

快適トイレチェックシート（設置確認用）

工事名					
受注者名					
工事期間	自： 至：	年 月 日	年 月 日		
快適トイレ 設置予定期間	自： 至：	年 月 日	年 月 日		
	期間(A)	月			
レンタル会社名					
メーカー名					
製品名（型式）					
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置基数(B)	基			
	設置費用見込額計(C)	円			
	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月			
	1基当たり積算上の差額(E) (D-10000)	円/基・月			
	1基当たり積算計上額(F) (上限51,000円/基・月)	円/基・月			
	積算計上額(B×F)	円			

注) 積算時は、積算計上額(B×F)に期間(A)を乗じた計上とすること。

快適トイレの仕様確認		受注者 報告	発注者 報告
必ず実施するもの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	①洋式便座		
	②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）		
	③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）		
	④容易に開かない施錠機能（二重ロック等） ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤照明設備（電源がなくても良いもの）		
	⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ※可能な限り、木材を利用したもの		
	⑨サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
より実快適はと任す意るこもの	⑩鏡付き洗面台		
	⑪便座除菌シート等の衛生用品		
	【推奨する仕様、付属品】		
	⑫室内寸法 900×900mm（半畳程度以上）		
	⑬擬音装置		
	⑭着替え台（フィッティングボード）		
	⑮臭気対策機能の多重化 (フラッパー機能の多重化、必要に応じて消臭剤等の活用)		
	⑯室内温度の調整が可能な設備		
	⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）		
	⑱付属品等の木質化		

注) 設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料（カタログ、見積書等）を添付すること。

(受注者⇒発注者)  
様式 2

## 快適トイレ設置報告書

工事名			
受注者名			
工事期間	自 :	年 月 日	
	至 :	年 月 日	
快適トイレ 設置予定期間	自 :	年 月 日	
	至 :	年 月 日	
	期間(A)	月	
レンタル会社名			
メーカー名			
製品名(型式)			
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置基数(B)	基	
	設置費用見込額計(C)	円	
	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月	
	1基当たり積算上の差額(E) (D-10000)	円/基・月	
	1基当たり積算計上額(F) (上限51,000円/基・月)	円/基・月	
	積算計上額(B×F)	円	
快適トイレの仕様確認			受注者確認
必ず実施するもの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	①洋式便座		
	②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)		
	③真い逆流防止機能(フランッパー機能)		
	④容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤照明設備(電源がなくても良いもの)		
	⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ※可能な限り、木材を利用したもの		
	⑨サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
⑩鏡付き洗面台			
⑪便座除菌シート等の衛生用品			
より実快適はと任す意るこもの	【推奨する仕様、付属品】		
	⑫室内寸法 900×900mm(半畳程度以上)		
	⑬擬音装置		
	⑭着替え台(フィッティングボード)		
	⑮臭気対策機能の多重化 (フランッパー機能の多重化、必要に応じて消臭剤等の活用)		
	⑯室内温度の調整が可能な設備		
	⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)		
	⑱付属品等の木質化		

快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）

工事名	○○○○事業（△△工区）		
受注者名	□□建設(株)		
工事期間	自：	令和4年2月1日	
	至：	令和4年8月31日	
快適トイレ 設置予定期間	自：	令和4年2月21日	
	至：	令和4年8月10日	
期間(A)	5.7	月	
レンタル会社名	○○リース(株)		
メーカー名	▽▽××		
製品名(型式)	○○○○トイレ(AB-CDE)		
設置基数(B)	2	基	
快適トイレ設置費用 (予定・見積)	検査手数料(税込)	745,200	円
	1基当たり 月額費用(税込)	65,368	円/基・月

発注者は、受注者が入力した内容を確認し  
確認結果を青色のセルにリストから入力

快適トイレの仕様確認	受注者確認	発注者確認
【快適トイレに求める標準仕様】		
① 洋式便座		
受注者は、設置しようとする 快適トイレについて、黄色の	基盤付き含む)	
必ず実施するもの	④ ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設置機能 (耐荷重5kg以上)	
よりよいもの	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合 ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等) ※可能な限り、本材を利用したもの ⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る ⑩ 鏡付き洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品	
【推奨する仕様、付属品】		
	⑫ 室内寸法 900×900mm(半畳程度以上)	
※ 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。 なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)		
のもの	⑯ 室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置場等(トレイットペーパー予備置き場) ⑱ 付属品等の木質化	

注)設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料(カタログ、見積書等)を添付すること。

快適トイレチェックシート(設置確認用)

工事名			
受注者名			
工事期間	自:	令和4年2月1日	
	至:	令和4年8月31日	
快適トイレ 設置予定期間	自:	令和4年2月21日	
	至:	令和4年8月10日	
期間(A)	5.7	月	
レンタル会社名	○□リース(株)		
メーカー名	▽▽××		
製品名(型式)	◆◆○○トイレ(AB-CDE)		
	設置確認基数(B)	基	円
	設置費用見込額計(C)	基	円
快適トイレ 設置費用 (見込額)	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月	
	1基当たり積算上の差額(E) (D-10000)	0 円/基・月	
	1基当たり積算計上額(F) (上記51,000円/基・月)	0 円/基・月	
	積算計上額(B×F)	0 円/月	

注) 積算時は、積算計上額(B×F)に期間(A)を乗じた計上とすること。

付	発注者は、受注者が快適トイレ設置後に提出した 様式2「快適トイレ設置報告書」を現場で確認し、 結果を青色のセルに入力	受注者 報告	発注者 確認
必ず実施するもの	② 水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付き含む)		
	③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)		
	④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)		
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直視見えないような配置等) ※可能な限り、木材を利用したもの		
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
	⑩ 鏡付き洗面台		
⑪ 便座除菌シート等の衛生用品			
よ く 実 施 は 任 意 る こ も の	【推奨する仕様、付属品】		
	⑫ 室内寸法 900×900mm(半壁程度以上)		
	※ 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。 なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)		
⑯ 室内温度の調整が可能な設備			
⑰ 小物置場等(トイレットペーパー予備置き場)			
⑱ 付属品等の木質化			

注) 設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料(カタログ、見積書等)を添付すること。

## 快適トイレ設置報告書

工事名			
受注者名			
工事期間	自:	令和4年2月1日	
	至:	令和4年8月31日	
快適トイレ 設置期間	自:	令和4年2月21日	
	至:	令和4年8月10日	
	期間(A)	5.7 月	
レンタル会社名	○□リース(株)		
メーカー名	アマ××		
製品名(型式)	◆◆○○トイレ (AB-CDE)		
	設置基数(B)	2 基	
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置費用見込額計(C)	895,000 円	
	1基当たり初期費用(D) (D=4×B)	49,175 円/基・月	
	1基当たり月々の支額(E) (D-10000)	39,175 円/基・月	
	1基当たり月額算計上額(F) (上取61,000円/基・月)	39,175 円/基・月	
	運賃等(B×F)	78,350 円	

**受注者は、快適トイレの設置完了後速やかに、  
設置した快適トイレについて黄色のセルに入力  
し、監督職員へ提出**

必ず実施するもの	② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)	
	③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)	
	④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの構えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの	
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)	
	<b>【快適トイレに備える付属品】</b>	
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合	
	⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレも含め入口が直接見えないような配置等) ※可能な限り、木材を利用したもの	
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る	
	⑩ 鏡付き洗面台	
⑪ 便座除菌シート等の衛生用品		
<b>【推奨する仕様、付属品】</b>		
より	⑫ 室内寸法 900×900mm(半量程度以上)	
へり	⑬ 防寒仕様	
<p>* 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。      なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で      シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)</p>		
その他	⑭ 室内温度の調整が可能な設備	
	⑮ 小物置場等(トイレットペーパー予備置き場)	
	⑯ 付属品等の木質化	

## 県発注建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により  
平成27年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に「工事費内訳書」（入札金額の内訳書）の提出が義務付けられました。

県発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

- 1 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書の投函前（委任状の提出と同時）に提出してください。
- 2 「工事費内訳書」は、別添の記載例を参考に、積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。  
 作成に当たっては、レベル2「工種」の記載された「工事費内訳書」の様式が示されている場合は、できるだけその様式を使用してください。  
 なお、別添の記載例以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。  
 レベル2「工種」が不明な場合は、質問書により、発注者に御確認ください。
- 3 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
  - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
  - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類(公文書扱い)として保管します。
  - (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回(取消)は認めません。
  - (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 4 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合	
(2) 未提出であると認められる場合	ア	「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合(白紙の場合も含む。)
	イ	「工事費内訳書」と無関係な書類である場合
	ウ	他の工事の「工事費内訳書」である場合
	エ	「工事費内訳書」に押印が欠けている場合(電子入札により提出する場合を除く。)
	オ	指名通知書又は入札説明書に指示された事項を満たしていない場合

※ 項目(日付、契約担当者、住所、氏名(商号)、工事名、工事場所等)の誤字、脱字、記載漏れ(工種等の一部記載漏れを含む。)も、無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを確認します。

- 5 電子入札システムで提出する場合の留意事項
  - (1) 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。  
 (PDFファイル、XPSファイル)  
 なお、ファイルの圧縮は、行わないようにすること。
  - (2) 「工事費内訳書」のファイル名は、(会社名)+(工事名)とすること。  
 例：(株)○○建設△△工区.pdf, (株)○○建設△△工区.xps  
 工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば、簡略化してよい。

(別紙1)

「工事費内訳書」記載例（土木工事用）

令和〇〇年〇月〇日												
契約担当者 殿 (指名通知・入札公告に記載の鹿児島県知事又は地域振興局・支庁長名を記載)												
住所 ○○市○○町○○番○○号 株式会社○○建設 氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○												
<b>紙による代理人入札のみ → 代理人 ○ ○ ○ ○ 印</b> <b>紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。</b>												
工事名	道路改築工事 (○○1工区)											
工事場所	国道○○号 鹿児島市○○町地内											
工事費内訳書												
工種等	見積金額(円)											割合(%)
道路改良				6	1	3	9	7	0	6	2	100
土工				1	8	1	8	6	1	5	2	30
法面工				1	5	6	7	8	9	4	3	25
擁壁工				2	3	8	5	4	9	1	5	39
雑工				3	6	7	7	0	5	2	6	
直接工事費				6	1	3	9	7	0	6	2	100
共通仮設費計				5	7	0	3	7	8	7		
純工事費				6	7	1	0	0	8	4	9	
現場管理費				1	0	4	7	4	4	4	2	
工事原価				7	7	5	7	5	2	9	1	
一般管理費計				8	7	5	9	7	0	9		
工事価格				8	6	3	3	5	0	0	0	
株式会社○○建設												
※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。												

※日付は応札日を記載する。

※住所欄は入札参加者の所在地、氏名欄は商号又は名称、代表者名を記載する。

※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。

(電子入札の場合は代表者名)

※紙入札の場合は必ず押印のこと。(印：代表者印又は代理人印)

※電子入札の場合押印不要

※工事名、工事場所は入札参加指名通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで記載する。

※直接工事費については各工種一式にて計上し記載する。

※「割合」欄には直接工事費に対する工事ごとの割合(%)を記載する。

※「工事価格」は入札額と一致しなくても差し支えない。

※紙入札の場合、記載事項を加除訂正した際は、該当箇所に訂正印を押印する。

【様式記載例】

令和〇〇年〇月〇日

契約担当者殿

(指名通知・入札公告に記載の鹿児島県知事又は地域振興局・支庁長名を記載)

住所 ○○市○○町○○番○○号

商号又は名称 株式会社○○建設

氏名 代表取締役

紙による代理人入札のみ →

代理人 印

紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工事費内訳書

工事名	○○治山事業(○○地内)
工事場所	○○市○○町○○地内

工種等	見積金額(円)								割合 (%)
山腹基礎工									
山腹緑化工									
仮設工									
建設副産物処理費									
直接工事費									100
共通仮設費計									
純工事費									
現場管理費									
工事原価									
一般管理費計									
工事価格									

株式会社○○建設

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

令和 年 月 日

殷

## 住所

## 商号又は名称

氏名

代理人

印

## 工事費内訳書

工事名	令和4年度 復旧治山事業(小谷地内)
工事場所	南九州市 川辺町清水 小谷 地内